

# 北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.98

【事務局】北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp> 《指定管理者（一社）北海道消費者協会》

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟 TEL011-221-0110 FAX011-221-4210

## 「鷹栖町」に消費者安全確保地域協議会が設置されました

本年7月2日、鷹栖町に「鷹栖町消費者・高齢者安全確保地域協議会」（以下「地域協議会」という。）が設置されました。鷹栖町には平成18年度10月に「消費者被害防止ネットワーク」（従来の“見守りネットワーク”）が設置されており民生委員児童委員協議会や社会福祉協議会を中心に、関係機関や団体が地域ぐるみで消費者被害の未然防止に取り組んできました。今回、その組織を地域協議会として発足させたものです。地域協議会となったことにより、情報の共有が円滑に進み、これまで以上に消費者被害の早期発見や早期解決につながる活動が実施できると期待されています。

## 『1回限りじゃないの？』～定期購入によるトラブルに注意！

「通信販売」は、特殊販売の中で最も相談件数の多い販売購入形態ですが、特にインターネットを介した「定期購入」（同じ商品の購入が2回以上継続するもの）によるトラブルは、依然として後を絶ちません。

消費者庁は、2019年12月に定期購入をしている2事業者に対し、業務停止命令や業務禁止命令を含む行政処分を行ったところです。「定期購入」によるトラブルの原因として、ネット広告に定期購入である旨が著しく小さくしか記載されておらず、消費者には非常にわかりにくい状態だったことがあげられており、消費者庁では、定期購入に係るチラシを作成し注意を呼びかけています。（次ページ以降）性別や年代を問わず、多くの人達に購入したいと思わせるような様々な商品が「定期購入」により販売されています。「有名人も使っているから大丈夫」、「自分は若いからだまされない」等と思わずには、広告を十分注意して読み、商品内容や支払総額、返品の可否、返品ルール等をよく確認し、トラブルを回避しましょう。



「困ったな」と思ったら遠慮なくご相談下さい

新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン **0120-213-188**

北海道立消費生活センター 相談専用電話 **050-7505-0999**

警察相談専用電話 **#9110**



# 「これって1回限りじゃないの！？」

## 通販申込前の確認ポイント



1回限りの購入？継続的な購入？



継続的な購入の場合、回数は？  
解約しないとずっと続く？



解約方法\*・条件や  
返品方法・条件は？

\*クーリング・オフはありません。解約できる期間・期限を確認しましょう。



継続的な購入の場合、  
総額や一定期間での支払額は？



支払時期や引渡時期は？\*

\*継続的な購入の場合、2回目以降の商品は、前回の商品が届いてから何日後に届くか、後払いの場合、商品が届いてから何日以内に支払うのかを確認しましょう。

# こんなネット通販広告に注意！ 知らないうちに継続的な購入になってしまいます！

## 画面例

★「お試し」  
★「初回無料」  
★「モニター募集」  
★「初回特別価格」  
などとうたっている  
広告に注意！

## 注文[継続購入]確認画面

ご注文内容	〇〇 0円 1個	0円
	小計 0円	
	送料 0円	計 0円

ご注文者様情報  
氏名 消費者太郎  
住所 東京都千代田区  
.....

## 契約の内容

購入完了

- 購入する前に、「自動継続」、「〇回以上の継続が必要」などと記載されていないか、契約内容を最後まで確認しましょう
- 「規約」、「返品・解約」といったページも必ず読みましょう  
途中で解約する方法など重要事項が記載されています
- 何度もスクロールが必要  
でも・・・『今すぐ手に入る』のボタンを押すと氏名などの入力画面に
- 飛ばされた画面や、小さい文字で記載された場所に、  
契約の重要事項が記載していることもあります

困ったときは一人で悩まずに、「消費者ホットライン」にご相談ください。  
身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。

消費者ホットライン188  
イメージキャラクター『イヤヤン』

消費者ホットライン ☎（局番なし）188



# 慌てないで！！ 「電話でお金の要求」 は全て詐欺を疑ってください。

- ・個人情報が漏れている
- ・削除には代わりの人が必要
- ・保釈金が必要
- ・名義貸しは違法
- ・番号を教えるのは犯罪
- ・代わりに逮捕された
- ・ボランティア団体3箇所に登録
- ・逮捕される
- ・弁護士費用が必要



詐欺の犯人は常に皆さんの財産を狙っています。実在する団体名やそれに似たような名称をかたったり、「逮捕される。」などと脅したり、「あなたの代わりに捕まった人がいる。」などと情に訴えるなど、あの手この手でだまそうとします。

「逮捕される。」などの言葉に慌てないでください。  
**「電話でお金を要求されたら全て詐欺」と判断して、必ず警察に相談してください。**